

此花区PR大使 設置要綱

(目的)

第1条 此花区の魅力を内外に広く発信し、此花区の知名度向上及びイメージアップに資するため、此花区PR大使（以下「大使」という。）を置く。

(任務)

第2条 大使の任務は、次のとおりとする。

- (1) 此花区の様々な魅力を内外に広く情報発信すること
- (2) 此花区のイメージアップに関すること
- (3) 此花区が主催する各種行事等への協力に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的に資すると此花区長が認める活動に関すること

(委嘱)

第3条 大使は、次の各号に該当する者又は団体の中から、此花区長が委嘱する。

- (1) 此花区出身又は此花区にゆかりがあり、その活動が広く一般に認知されていること
- (2) 自ら主体的・自主的に此花区の魅力発信、認知度の向上及びイメージアップに資する活動等に取り組み、PR活動を広く実施すること

(任期)

第4条 大使の任期は、委嘱のあった日の属する年度の3月31日までとする。ただし、任期満了の日までに大使から辞退の申出がない場合は、任期をさらに1年延長できることとし、以後もまた同様とする。

(解嘱)

第5条 此花区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、大使を解嘱することができる。

- (1) 大使から辞退の申出があったとき
- (2) 第2条各号に掲げる活動を行うことができなくなると認められるとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、此花区長が大使として適任でないと認めたとき

(報酬等)

第6条 大使の活動への報酬は支給しない。ただし、此花区長が必要と認める場合は、その活動のための費用を予算の範囲内で支給することができる。

(庶務)

第7条 大使との連絡その他の庶務は、此花区役所まちづくり推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は此花区長が定める。

附則

この要綱は、令和6年7月9日から施行する。